

●水道部長の答弁 2018. 12. 11.

私から御質問の1番目「市民生活の負担となっている高い水道料金について」の各項目についてお答えします。

はじめに、1点目「水道事業の広域化と民間参入の促進を図る水道法改定案について、大府市におけるメリット・デメリットは何か」についてですが、

全国の水道事業は、高度経済成長期に整備された水道施設の老朽化、人口減少社会の到来による給水人口・給水量の減少とそれに伴う料金収入の減少、水道に携わる職員数の減少といった課題に直面しており、これらの課題に対応するため、水道事業の基盤を強化することが求められています。これらの課題の解決手法の一つとして、水道事業の広域連携や官民連携があり、これらの手法を導入することにより、経営の効率化や人材の確保といったメリットが考えられる一方、職員への運営ノウハウや技術の継承ができないなどのデメリットがあるとされています。

水道法改正案につきましては、今国会で可決成立いたしました。水道は市民の生活のみならず生命に直結する極めて重要なインフラですので、今後、**慎重に対応**してまいります。

次に、2点目「約20パーセントの値上げを行った、平成23年、26年以降、大府市の水道事業の経営はどのような状況か」についてですが、25年間据え置いておりました水道料金を改正したことにより単年度収支は黒字となり、最大で8億9千万円あった累積赤字は、平成29年度決算において解消され、現在経営は安定しています。

次に、3点目「愛知県から買う水の価格について」の1項目目「愛知県の水の価格に影響する木曾川導水路事業の進捗状況はどうか」についてですが、愛知県企業庁に確認したところ、現在は水資源機構及び中部地方整備局において木曾川水系連絡導水路事業について検証作業中であり、その検証作業が終了しないと、導水路事業の具体的な工期を示すことができません。現状では検証作業がいつ終わるか分からない状況であるため、具体的な時期についての見込は、分からないとのことでした。

次に、2項目目「今後の県水価格の変動について、県からどのように聞いているか」についてですが、こちらについても愛知県企業庁に確認したところ、県は経営戦略を策定し、その中で平成37年度までは料金が改定されることはないとのことでした。

次に、4点目「基本料金を下げたり、使用水量区分を細分化するなどして、少量の水道利用者の負担を減らす考えはないか」についてですが、少量の料金設定を現在の料金体系に加えますと、水道事業の健全経営に悪影響をもたらすこととなりますので、**現在のところ新たな少水量料金の設定については考えておりませんが**、高齢化社会到来によりライフスタイルが変化していくことも考えられますので、**今後の課題**であると捉えております。

次に5点目「「命をつなぐ水」に係る基本料金の補助、減免など、大府市独自の福祉的な支援を行う考えはないか」についてですが、**水道事業では、水道料金の補助及び減免などの支援を行う予定はございません。**

以上です。